

## 家畜人工授精所への立入検査結果

### 1 実施期間

令和2年11月～令和4年3月

### 2 実施箇所数

615か所

### 3 立入検査内容

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく帳簿管理、構造・設備・器具管理その他の実施状況

### 4 立入検査・改善指導の概要

立入検査の結果、改善指導を実施した家畜人工授精所は31か所（5.0%）

改善指導を行った主な指摘事項は以下のとおり（箇所数は延べ数）

#### （1）帳簿管理（29か所）

##### ① 家畜人工授精用精液等と家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いに係る事項（18か所）

- ・ 家畜人工授精用精液証明書等について、家畜人工授精用精液等と一体的な譲渡・使用・保存がされていない
- ・ 家畜人工授精用精液証明書について未使用のものと使用済みのものが区分されていない
- ・ 家畜人工授精用精液証明書に必要な記載がされていない
- ・ 家畜体内受精卵について、授精に使用された家畜人工授精用精液証明書の原本を確認せずに採取・処理を行っている

##### ② 家畜人工授精簿への適正な記載、保存及び関係書類の添付に係る事項（18か所）

- ・ 家畜人工授精簿が適切に記載・保存されていない
- ・ 授精証明書等の交付前において、使用済みの家畜人工授精用精液証明書又は家畜人工授精用精液等の容器（ストロー）が家畜人工授精簿に添付されていないなど、適切に保存されていない

##### ③ 授精証明書及び受精卵移植証明書の適切な交付に係る事項（5か所）

- ・ 発行した授精証明書、体内・体外受精卵移植証明書の写しが保管されていない

④ 特定家畜人工授精用精液等に関する規制に係る事項（8か所）

- ・ 譲渡等記録簿の記載・保存がされていない

(2) 構造・設備・器具管理（2か所）

- ・ 家畜人工授精用精液や授精器具等の保管に係る衛生環境の確保が一部適切でない
- ・ 施錠可能な家畜人工授精用精液等の保管庫が整備されていない

(3) その他の事項（4か所）

① 家畜人工授精用精液等と家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いに係る事項（1か所）

- ・ 家畜人工授精用精液や家畜受精卵の生産において、異物混入や取り違えを防止するためのマニュアル等が整備されていない

② 特定家畜人工授精用精液等に関する規制に係る事項（3か所）

- ・ 特定家畜人工授精用精液等の容器（ストロー）に適切な表示がされていない

③ その他の事項（1か所）

- ・ 開設許可証が備え置かれていない